

福井支部ニュース

2023 年度 第 10 号

日本科学者会議福井支部

連絡先：山本雅彦、masahiko@mbp.nifty.com

郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部

支部ホームページ <https://jsafukui.net/>科学者会議本部 <http://www.jsa.gr.jp/>

今号の内容

- ◆抗議声明 老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分の、大阪高裁による即時抗告棄却決定に抗議する (福井から原発を止める裁判の会 福井の老朽原発訴訟の会)
- ★声明 大阪高裁による老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分の即時抗告棄却決定に抗議する (日本科学者会議原子力問題研究委員会)
- ◆例会報告 「福井における子どもシェルター・自立援助ホームの取組み」 (寺岡英男)
- ◆福井支部の皆さまへ 福井支部 1 月例会「頻発する震災！県内、ひずみ集中帯に」参加して (富山支部幹事 横畑泰志)

〔抗議声明〕 老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分の、大阪高裁による即時抗告棄却決定に抗議する

2024 年 3 月 16 日 福井から原発を止める裁判の会
福井の老朽原発訴訟の会

3 月 15 日、大阪高等裁判所（以下、大阪高裁）第 11 民事部（長谷川浩二裁判長、原司裁判官、大河三奈子裁判官）は、「超危険な老朽原発だけは止めてほしい」と願う、福井、滋賀、京都 3 府県の住民 7 人らが、

美浜原発 3 号機の運転差し止めを求めている仮処分事件の即時抗告審で、住民らの即時抗告申立を棄却しました。

住民側弁護団の井戸謙一共同代表は、決定後の記者会見で、東北地方太平洋沖地震（2011）はプレート境界地震で、起こるのは 100 年から 200 年に一回、今度の能登半島地震（2024）は活断層が起こす地震で、起こるのは 1,000 年から 2,000 年に一回だと言われていると指摘。東京電力などは、まず起らないだろうと高を括っていたら現実起こったことを示し、「人間の知力・知識をものともしない自然の力で起こったのが能登半島地震であり、原発の脆弱性を踏まえた決定が出るのではないかと期待していたが、大変残念で不当だ。全般的な印象として、住民の主張にケチをつけられるところを探して、ことごとく否定した決定だ」と述べました。

住民側が、最重要争点とした震源ごく近傍地震動の問題で大阪高裁は、原発敷地と活断層の距離を「何km」とするかについて、新規基準には書かれておらず、原発サイトごとの個別の判断にゆだねられると判示。その根拠は、熊本地震で短周期地震動が出たとは評価されていないというだけで、美浜原発でも震源ごく近傍だと規制委員会が考えなかったことは合理的だとしています。裁判で住民側は、震源ごく近傍は「数km」だとする専門家の多くの論文を証拠として提出したが、大阪高裁は双方が提出した証拠を軽視し、熊本地震の評価だけを根拠に結論を出した不公平な決定です。

原発の避難計画の問題では、能登半島地震で若狭の多くの住民が揺れや津波の恐怖を体験し、避難しました。しかし、地震と原発事故の複合災害が起これば、屋内退避や避難など避難計画は全く機能せず、被災した住民は被ばくを強いられることが明らかとなりました。しかし大阪高裁は、原発事故が起こるといふ具体的危険が証明されないと、避難計画の合理性があるかどうか、そもそも争点にすらならず、判断する必要もないと退けました。原発の運転はそれ自体が住民の生命と健康に害を及ぼすものであるから、許可を得て運転する仕組みになっています。原発の安全性は、第 1 層から第 5 層の防護階層で確保されるもので、それぞれが独立して有効に

機能しなければなりません。しかし、第 5 層の避難計画は全く機能していません。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする原子力災害対策特別措置法にも反する内容で、極めて不当な決定です。

老朽化問題で大阪高裁は、運転開始から40年以上経過した原発は、過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検でも原子炉容器などに欠陥や劣化は認められなかったと確認されていると、関西電力の主張をなぞるような内容です。しかし、決定では、使用されている材料等設備の経年劣化が懸念されることは否定できないとも述べており、膨大な機器や配管で構成される原発の老朽化による重大事故が起きる可能性を否定することはできず、決定は誤りです。

私たちは、このような不当な決定を認めることはできません。福井地裁で、3 月中にも出される仮処分決定が棄却されることがあっても、本訴等も含め脱原発のたたかいを続けていく決意を表明します。

以上

〔声明〕大阪高裁による老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分の即時抗告棄却決定に抗議する

2024 年 3 月 22 日 日本科学者会議原子力問題研究委員会

「超危険な老朽原発だけは止めてほしい」と切に願う福井・滋賀・京都 3 府県の住民 7 人らが美浜原発 3 号機の運転差し止めを求めている仮処分事件の即時抗告審で、3 月 15 日に大阪高等裁判所（以下、大阪高裁）第 11 民事部（長谷川浩二裁判長、原司裁判官、大河三奈子裁判官）は、住民らの即時抗告申立を棄却する決定（以下では「決定」）をした。

私たちは、今回の大阪高裁の決定は、次の理由により極めて不当であると判断する：

(1) 老朽化について：大阪高裁は、運転開始から40年以上経過した原発は、過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検でも原子炉容器などに欠陥や劣

化は認められなかったとする関西電力の主張を鵜呑みにした。同時に、「使用されている材料等設備の高経年劣化が懸念され、膨大な機器や配管で構成される原発の老朽化による重大事故が起きる可能性を否定することはできていないとも述べている。よって「決定」は論理的な自己矛盾を犯していて、不当である。

(2) 震源が原発敷地のごく近傍にある場合の安全性について：抗告人らは、美浜原発敷地と断層との最短距離は、白木-丹生断層との間は概ね 500 m、C 断層との間は 2 km で本件特別考慮規定の震源が敷地に極めて近い場合に当たるのに、関電と規制委員会がそれに当たらないと判断したのは不合理であると主張した。しかし、大阪高裁決定では、浅部断層も含めた断層全体について適切な震源モデルを設定し、多角的にかつ十分な余裕を考慮して検討を行うものとし、一件記録上、上記各断層につき、地震発生時に大規模な地表変位を発生させ得る断層であることを示す確な資料は見当たらず、相手方及び原子力規制委員会の判断に不合理な点はないと断じた。

私たちは、敷地近傍の浅部断層の地盤が硬いところで大規模な地表変位を起こす地震が発生すれば、不確実性はあるが、原子力施設に重大な損傷を起こす可能性が高いという科学データ（学術論文など）があれば、安全性を優先して住民の生命と健康を守る立場から、それは一件記録上の確な資料に相当すると考える。よって、大阪高裁の決定は不当である。

(3) 重大事故時の避難について：原発は、それ自体が住民の生命と健康に害を及ぼす危険なものであるから、重大事故が起きた場合の防災と住民の避難対策は完全なものでなければならない。IAEA（国際原子力機関）によれば、その深層防護の第 1 層から第 5 層の全てが互いに独立して有効に機能することによって、原発の安全性が確保されるとされている。日本の新規制基準では、IAEA 第 4 層の過酷事故発生時の影響緩和対策が十分でなく、第 5 層の避難計画が規制の対象にされていない。

1 月 1 日に起こった能登半島地震と津波によって、道路の陥没・亀裂・変形や山崩れや地面の隆起が発生し、住民は半島内に閉じ込められた。もし志賀原発が運転中であれば重大事故が起これ、周辺の住民は避難できず放射線被曝を受けたであろうと想定できる。抗告人らが能登半島地震を踏

まえて美浜3号機重大事故時の防災・避難計画が不備であることを訴えたのは、妥当である。しかし、大阪高裁は、新規制基準に合致しているとする関電の主張をそのまま受け入れながら「原告人らは重大事故が起こるといふ具体的危険性があるという疎明をしておらず、国の避難計画については不合理がない」と断定し、科学的・合理的な審議も説明もしていない。

このような決定は、新規制基準の不備を無視したもので、極めて反動的で不当である。

私たちは、上記の理由により、大阪高裁が住民らの申し立てた美浜3号機運転禁止仮処分即時抗告を棄却するとした決定を受け入れることができず、強く抗議する。

2024年前期の会費納入をお願いします

2024年前期の会費納入をお願いします。また、過去の未納会費のある方は、分納でも構いませんので、至急納入をお願いします。

【例会報告】支部3月例会「福井における子どもシェルター・自立援助ホームの取組み」 講師 森透氏

2024年3月16日、支部例会研究会として、支部会員・森透さん（福井大学名誉教授）の講演会がオンライン（Zoom）で開催されました。13人が参加し、木戸聡氏が司会を務めました。

先日刊行された「福井の科学者・支部結成50周年記念特大号」に森さんが寄せた原稿にもあるように、森さんは、ずっと、子どもの人権を守る取組みを続けています。教師の体罰問題、丸刈り校則、いじめ・不登校などの「子どもの悩み110番」、あるいは「ふくい『非行』と向き合う親たちの会」などです。そして、北陸3県でそうした問題にかかわる人たちの共同の集会「親と子のリレーションシップほくりく（略称「リレほく」）」が2011年に結成されます。福井で開催された「リレほく2016」で福井で

も子どもの避難所が必要ということで分科会を開催し、愛知県や石川県の取組みを学習。同じく福井での「リレほく2019」で石川の自立援助ホームの話聞き、子どもシェルター単体でなく、合わせたものを福井で作ろうという動きとなり、その年に準備会を立ち上げ、22年1月に一般社団法人「ラシーヌ」を設立。同年8月に子どもシェルターの機能も含む自立援助ホーム開所となったそうです。

このホームの立ち上げから関わり、現在監事をしている森さんの講演では、児童養護施設は15歳までの子どもを受け入れるが、このホームは、20歳までを対象とし、子どもの入りたいという意思を前提とする施設であるとのこと。子どもシェルターの方は緊急避難で2～3か月の短期受け入れて、ホームの方は1～2年の受け入れて、現在は4名の女子が入所している。毎月2回開催される理事会とホーム長を中心にスタッフ（常勤3名、非常勤4名）で運営・サポートし、財政面では国と県からの措置費の他に寄付金で賄われていることなどが紹介されました。そして問題・課題としては、入所する子どもたちの精神的な悩みが深く、精神疾患を疑われる子が多いこと、現在は女子のホームだが、男子への支援が少なく男子にも広げていきたい、また、国や県からの措置はあるが寄付などは厳しく、給与面での大変さもありスタッフが早期に止めるケースが少ないことなどが、副理事長の太田弁護士さんからの指摘も含め紹介されました。

質疑応答では、ホームの取組みの背景として貧困や虐待の問題があるが、多子家庭の困難さなどがある。福井ではこれまで3世代同居が多く、その良さが言われてきたが、現在それが崩れつつある中で、社会の仕組みとしては3世代同居を前提とした面が多いという問題がある。またホームの目的として施設を出てから自立して社会的な活動ができるまでの支援となっているが、自立という点で、福井は大学数・学生受入れ数が少なく、進路選択の面でつまずきやすく、大学に行くという意識も薄いとの指摘も。また支援を広げるために、もっと幅広く議員への働きかけをというアドバイスもありました。

（寺岡英男）

〔福井支部の皆さまへ〕 富山支部から福井支部例会に参加して

1 月例会「頻発する震災！県内、ひずみ集中帯に」講師 岡本拓夫氏

いつもバタバタしている間に時間が経ち、年度も明けて少し前のことになってしまいましたが、福井支部の講演会「頻発する震災！県内、ひずみ集中帯に」（1 月 28 日（日）、講師：福井高等専門学校 岡本拓夫先生）にオンライン参加させていただきました。元日の能登半島地震によって石川県の志賀原子力発電所でいくつかのトラブルが発生し、一方で市民の根強い反対運動が珠洲市の原発建設計画を中止に追い込んだことが改めて高く評価されました。今回の震災では数多くの方々が犠牲となり、甚大な被害が発生しましたが、こうした極めて大きな災厄の中にせめてもの光明を求めるとすれば、その一つはこの事態を受けて、全国的に反、ないし脱原発の動きが勢いを増してきたことでしょう。

今回の講演会でも指摘されたように、（本当は日本中どこでもそうなのですが）福井県内には原発の建設に関して非常に数多くの地質学的なリスクが存在しており、そこに多数の原子力施設を次々と建設してきたのが、これまでの日本各地の“ムラ的状況”の上に成立してきた政治や行政の姿でした。日本政府は国際情勢などを背景に原発回帰への動きを見せていますが、今の状況がその「出鼻をくじく」力を生み出せるかどうかは、市民活動やそれを支える私たち科学者の力にかかっています。福井支部の皆さまは長い間、「福井の科学者」の刊行をはじめ、北陸地域の 3 支部のうちでも最も積極的な活動を展開してこられました。私は自然保護に関する活動の中で敦賀市内の中池見湿地の保全グループの方々とも繋がりがありますが、それらの活動も故・佐々治寛之先生等福井支部を含む関西や北陸の多くの研究者が支えてきました。一方で、こうした貴支部の活動も、北陸の他の 2 支部と同様の様々なご苦労の下にありながらのことと推察いたします。

深刻なことばかり書いてしまいましたが、北陸新幹線の延伸によって（一時は中池見湿地への影響も危惧されていましたが）、福井と富山もさ

らに近くなりました。恐竜の好きな私は、福井にお邪魔する機会が増えると思います。これからも力を合わせて頑張りましょう。

（横畑 泰志 JSA 富山支部幹事・富山大学理学部）

支部ニュースへの寄稿・投稿を

支部ニュースを支部会員間の交流の場とするため、積極的な寄稿・投稿をお願いします。

◆ジャーナル評論：「日本の科学者」「福井の科学者」の評論

◆時事評論、意見・見解

◆活動報告・経験報告・事例紹介

◆行事案内、会員への案内・お知らせ

その他、エッセー、書評、文芸作品の紹介など、何でも支部ニュース担当者までメールでお送り下さい。yamane@f-edu.u-fukui.ac.jp

ogura@u-fukui.ac.jp

<<編集後記>>

2023 年度支部ニュース第 10 号をお届けします。

奈良教育大の付属小学校の教育が「学習指導要領」から逸脱している、という 1 月のサンケイ (FNN) 報道を切っ掛けに、大学長は担当教諭にこの 4 月からの強制出向を命じ、50 人程の教員のうち 26 人が離任しました。実は、昨年 5 月に県の教育委員会から文科省に通報があり、文科省の指導下で、学長が決定したとのことです。奈良県は大阪維新の影響が強く、昨年 3 月の知事選挙で大阪府以外で初めての維新知事が誕生しましたが、2008 年の橋下徹府政以降大阪で大学を含めた公教育システムを壊してきた維新ですから、無関係だとは思えません。もちろん全教協（全国教育問題協議会、日本会議などと連携して活動）は以前から「日の丸」や「道徳」の扱いなど学習指導要領の順守を叫び「日教組の牙城、国公立大付属高校をチェックせよ」（2015 年）と檄を飛ばしていて、安倍晋三が国会で野党が質問中に「日教組！」と「野次」を飛ばしたことを思い出させる状況が拡大し続けているのです。「教育の自由」は教員間、あるいは生徒・学生との相互作用の中から生まれる創意工夫が前提です。しかし、学習指導要領に従わせ、上意下達を強制することによって「公教育」の劣化が加速しています。例えば、小学校からの英語やプログラミングの導入に際し現任教員を数カ月の研修で「専門教育人材」に「促成栽培」したのです。今度は AI の導入が待ったなし、新聞は現場の「教師の質」が「課題」と報じていますが、今度も「促成栽培」か、あるいは・・・（OG）